

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小林市長 宮原 義久

市町村名 (市町村コード)	小林市 (45205)	
地域名 (地域内農業集落名)	東方地区 (下り、仲間、宮本、大丸、地頭淵、栗巢野、高津佐、谷ノ木、山之口原、池之上、上原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月22日・23日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区では現在、主に水稲、飼料作物等の生産が行われている。  
 ・現在、農地の約64%を65歳以上の耕作者が耕作している。また65歳以上の耕作者のうち、約83%は非認定農業者であり、将来的に遊休農地の増加が懸念される。  
 ・規模拡大を志向する担い手も存在するが、現時点では拡大希望面積よりも、縮小意向のある農家が多く、耕作者不在農地が一部ある状況にある。地域の農地・農業を今後も維持していくためには、地域内の担い手への農地集積・集約を進めると共に、兼業農家等の計画的な参入推進も含めた幅広い耕作者を確保し、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も、水稲、飼料作物等を中心として、地域営農の維持・振興を図る。  
 ・遊休農地の発生を防ぐため、後継者不在農地については地域内の担い手への農地集積を進めるとともに、兼業農家等についても農業を担う者として、幅広く労働力の確保を図る。  
 ・農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約に取り組み、地域と担い手が一体となって農地利用の改善に取り組む体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向のある認定農業者等の担い手への農地集積を進める。あわせて、農作業効率化のため、農地中間管理機構等を活用した農地集約（団地化）・所有者不明農地の改善、活用に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画・目標地図の作成後に機構契約を推進し、担い手の経営意向を考慮しつつ、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
耕作地の営農条件改善を希望している者もいる。除礫や農道の拡幅、排水路の整備等の課題について、担い手や所有者の意向を踏まえつつ、補助事業の活用を含めて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手への農地集積・集約に配慮し、兼業農家等も幅広く農業を担う者として確保する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の増加が予想されるため、今後地域内で効率的な受託体制について検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害が発生している一部地域に関しては、国の補助事業等を活用して、防護柵の設置を行う。今後も、地域一体となった鳥獣被害対策を検討し、農作物被害防止に努める。				